
プロジェクト	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化
項目	金融商品会計基準及び金融商品実務指針の改正案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案（関連して修正が必要と考えられる他の会計基準等の修正案の文案を含む。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案の文案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、譲受人が特別目的会社（以下「SPC」という。）である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始することとされた。
3. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 247 回金融商品専門委員会（2025 年 12 月 17 日開催）（以下「第 566 回企業会計基準委員会等」という。）において、これまでの経緯を示した上で、金融商品会計基準及び金融商品実務指針について、次の改正を行うことを ASBJ 事務局から提案した。
 - (1) 金融商品会計基準（注 4）について、証券の保有者だけでなく、貸付金の保有者についても同様に取り扱うことを示す。
 - (2) あわせて、金融商品実務指針第 40 項について、譲渡人が SPC の発行する証券を保有することになる場合のみではなく、SPC に対する貸付金を保有する場合についても同様に取り扱うことを示す。
4. 第 566 回企業会計基準委員会等においては、前項の ASBJ 事務局の提案に対して概ね異論は聞かれなかったため、提案内容を反映した金融商品会計基準の改正案（関連して修正が必要と考えられる他の会計基準等の修正案の文案を含む。）及

び金融商品実務指針の改正案の文案を別紙（HP では非公表）において記載している。

ディスカッション・ポイント

金融商品会計基準の改正案（関連して修正が必要と考えられる他の会計基準等の改正案を含む。）及び金融商品実務指針の改正案の文案について、ご意見を伺いたい。

以 上